

保育従事者賠償責任保険「重要事項説明書」

ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、本パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

① 団体契約の仕組み

この団体契約は、東京都学校生活協同組合を保険契約者とし、その構成員等を保険の対象となる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。東京都学校生活協同組合（契約者）が各被保険者からの保険料をとりまとめ、引受保険会社に一括してお支払いいただくものです。

② 商品の仕組み

東京都の公立保育園、認可保育園、認証保育園、公・私立幼稚園、認定こども園に勤務される保育従事者もしくは東京都の公立児童厚生施設に勤務される職員で保育業務中に保育児童を含む第三者に身体障害、財物損壊、人格権侵害を与えたことによって負担する法律上の賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。

*補償の対象となるのは、被保険者となる加入者が負担する責任です。
(注) 医療行為や医学的管理下における看護等は補償の対象となりません。

③ 補償内容

① 保険金をお支払いする場合

本パンフレットの「お支払いする保険金」をご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

④ 補償重複に関するご注意

お客さまのご契約について、補償内容が同様なご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

⑤ 保険期間（保険のご加入期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、ご契約の始期から1年間です。なお、ご加入日については、東京都学校生活協同組合がとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますので本パンフレット等でご確認ください。

⑥ 引受条件（ご契約金額等）

ご加入いただくにあたってのご契約金額については、本パンフレットの「補償限度額および保険料」でご確認ください。

2 保険料

ご加入いただくにあたっての保険料は本パンフレットの「補償限度額および保険料」でご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、全額を払い込む一時払となります。実際にご加入いただくにあたっての保険料払込方法や保険料相当額のとりまとめ方法については本パンフレット等でご確認ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、本パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種手続きは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。
もしも事故が起ったら・・・
すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店または下記までご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077（通話料無料）

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1 クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この契約は、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2 告知義務・通知義務等

① ご加入時における注意事項

ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

② ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。
- ②ご契約の住所などを変更される場合には、取扱代理店または共栄火災までご通知いただきますようお願い申し上げます。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

4 脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、本パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合があります。または未払い分の保険料相当額をお支払いいただく場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

5 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、個人分野の保険を中心に一定の範囲内で「損害保険契約者保護機構」によって補償されます。補償の対象および補償割合などについては、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤルー通話料有料〕
〔受付時間〕 平日 午前9:15～午後5:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

保育従事者賠償責任保険についてのお問い合わせは

取扱代理店 **東京都学校生活協同組合**

〒154-0017
東京都世田谷区世田谷1-41-12

TEL.0120-80-0535
FAX.0120-10-0130

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

団体組織開発部 営業課 ☎03-3504-2898

WH003500
24-2276

保育従事者の安心のパートナー

— 保育従事者賠償責任保険 —
＜ 保育従事者特約付帯施設賠償責任保険 ＞



で安心の補償！

補償限度額および保険料			
	年間保険料 3,000円	年間保険料 3,500円	年間保険料 4,300円
身体障害賠償（1名／1事故）	3,000万円	5,000万円	1億円
財物損壊賠償（1事故）	300万円	500万円	1,000万円
人格権侵害賠償（1名／保険期間中）	30万円/300万円	30万円/300万円	30万円/300万円
争訟費用（保険期間中）※賠償責任の有無にかかわらず補償します	300万円	300万円	300万円
各種費用	見舞費用※		
	事故対応費用※		

※見開きページの「お支払いする保険金」で補償限度額をご確認ください。

東京都学校生活協同組合



『保育従事者賠償責任保険』

保育従事者賠償責任保険

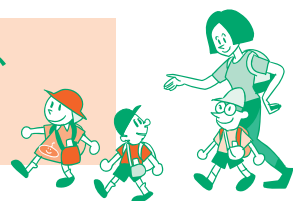
賠償責任保険普通保険約款＋施設所有（管理）者特別約款＋保育従事者特約＋見舞費用補償特約＋事故対応費用補償特約＋人格権侵害補償特約（保育従事者賠償責任保険用）

本制度は、保育業務従事中に、児童にケガをさせてしまった…児童のものを壊してしまった（加入者が使用・管理しているものを除きます）…などで、保育園・児童厚生施設に勤務される保育従事者のみなさま（以下、「加入者」といいます。）が、法律上の損害賠償責任を負わされた場合に補償します。また、プライバシーの侵害など、人格権の侵害による損害賠償責任も補償します。



補償対象者

- 東京都の公立保育園、認可保育園、認証保育園、公・私立幼稚園、認定こども園に勤務される保育従事者
- 東京都の公立児童厚生施設に勤務される職員



補 償 内 容

補償の対象となる賠償リスク	保 險 事 故 例
東京都の保育園・幼稚園もしくは児童厚生施設で保育業務従事中に保育児童を含む第三者に身体障害、財物損壊、人格権侵害を与えたことによって負担する法律上の損害賠償責任 ※補償の対象となるのは、被保険者となる加入者が負担する責任です。 （注）医療行為や医学的管理下における看護等は補償の対象となりません。	★児童と一緒にお遊戯をしていたところ、児童を誤って転ばせ、児童が腕の骨を折り、個人責任を追及された。 ★砂場に大きなガラスの破片が落ちているのに気づかず、児童を遊ばせていたところ、児童が足を切ってしまう、管理不行届きとして個人責任を追及された。 ★児童のプライバシーを侵害したとして、扶養者から訴えられた。

加入申込みのお手続き

- 補 償 開 始：保険料入金日の翌月1日から1年間
- 加入申込の方法：専用の加入依頼書に必要な事項をご記入の上、お申込みください。
口座振替用紙または郵便振替用紙をお送りいたします。

ご加入内容に変更が生じた場合のお手続き

- 保険期間中にご加入内容が変更になった場合は、取扱代理店まですみやかにご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



変更通知対象事項
①勤 務 先 ②住 所
③氏 名 ④電話番号

事故が発生した場合のお手続き

- 万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。賠償金等について、あらかじめ共栄火災とご相談なされずに支払われた場合には、その一部、あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

お 支 払 い す る 保 険 金

【他人に対する賠償責任】

- 被保険者が保育業務に起因して身体障害、財物損壊を与えた場合に被害者に支払うべき損害賠償金
- 被保険者が共栄火災の書面による承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に関する費用※
- 賠償責任がないことが判明した場合、被保険者の負担する被害者に対する応急手当または護送、その他の緊急措置に要した費用、および被保険者が支出する際にあらかじめ共栄火災の書面による同意を得た費用
- 被保険者が共栄火災の承認を得て支出した損害防止費用および他人から損害賠償を受けることができる場合においてその権利の保全または行使に要した費用
- 被保険者が共栄火災による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
- 他人の自由の侵害、名誉き損またはプライバシーを侵害した場合に被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

※賠償責任の有無にかかわらず300万円を限度にお支払いします。

【見舞費用保険金】

- 被保険者が被害者障害見舞費用を支払った場合に、被害者1名あたり次の金額を限度に保険金をお支払いします。
- 死亡見舞費用保険金
障害を直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき：30万円
- 後遺障害見舞費用保険金
障害を直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき：後遺障害の程度に応じて30万円に4～100%を乗じて算出された額

●入院見舞費用保険金

- 障害を直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に入院したとき
a. 入院日数31日以上：10万円
b. 入院日数15日以上30日以内：5万円
c. 入院日数8日以上14日以内：3万円
d. 入院日数7日以内：2万円

●通院見舞費用保険金

- 障害を直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に通院したとき
a. 通院日数31日以上：5万円
b. 通院日数15日以上30日以内：3万円
c. 通院日数8日以上14日以内：2万円
d. 通院日数7日以内：1万円

※死亡見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金は合算して30万円が限度となります。

【事故対応費用保険金】

被保険者が被害者に対応するために支出した費用および被保険者が被害者との示談交渉に直接関連して支出した費用について30万円に被害者数を乗じて算出された額を限度に保険金をお支払いします。

- 被害者の法定相続人等が、事故発生地・被害者収容地に赴く場合の交通費・宿泊料（2名分・宿泊は14日分限度）
- 被保険者が、従業員等を事故発生地・被害者収容地・被害者の法定相続人等の居住地へ派遣した場合の交通費・宿泊料
- 被保険者が事故に対応するための通信費用
- 被保険者が設置する応対施設の借上げ費用
- 被害者の法定相続人等が、被保険者が指定する連絡場所へ赴く場合の交通費・宿泊料（宿泊は14日分限度）

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人の間にある損害賠償に関する特別の約定によって加重された賠償責任
- 被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任
- 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議または地震・噴火、洪水・津波などの天災に起因する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- 航空機・自動車または施設外の船・車両・動物の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 屋根・扉・窓・通風筒等から入る雨・雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- 保険期間開始前に行われた不当行為（継続・反復して行われたものを含みます。）
- 施設の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

など

